別記第五号一(3)の欄接触器、継電器及び運転制御用基板の欄を次のように改める。

接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点		
	主接点を目視により確認	適・否・確認不可	
	フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （　　） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	最終交換日 年　月　日	
	ブレーキ用接触器の接点		
	接点を目視により確認	適・否・確認不可	
	フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （　　） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	最終交換日 年　月　日	

別記第五号一(8)の欄を次のように改める。

(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否						
		パッドの厚さ イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （　　mm） 要是正となる基準値 （　　mm） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （　　mm） 要是正となる基準値 （　　mm）	mm						
		プランジャーストローク イ．構造上対象外 ロ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （　　mm） 要是正となる基準値 （　　mm）	mm						
		ハ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （　　mm） 要是正となる基準値 （　　mm）							
		非常停止時の踏段停止距離測定 （V^2／9 ≦踏段停止距離≦600mm）	mm						

別記第五号一(10)の欄を次のように改める。

(10)	駆動鎖	駆動鎖の張りの状況 イ．製造者が指定する 要是正となる基準値 （　　mm・%） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 （　　mm・%）	mm・%						
		スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況	適・否						
		駆動鎖の伸び イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （　　mm・%） 要是正となる基準値 （　　mm・%） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （　　mm・%） 要是正となる基準値 （　　mm・%）	mm・%						
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ イ．構造上対象外 ロ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （　　mm・%） 要是正となる基準値 （　　mm・%） ハ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （　　mm・%） 要是正となる基準値 （　　mm・%）	mm・%						
		ニ．歯面を目視により確認	適・否						
		給油の状況	適・否						